



市章

大津市公報

令和2年2月14日
号外(第10号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

議会議長告示

- 1 大津市議会会議規程の一部改正..... 1

議会議長告示

大津市議会議長告示第1号

大津市議会会議規程(平成26年議会議長告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年2月14日

大津市議会議長 近藤 眞 弘

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(代表質問の質問方式等) 第39条 - 略 - 2 - 略 - 3 代表質問における発言時間(答弁の時間を除く。)は、次の各号に掲げる会派の所属議員数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 所属議員数3人以上 <u>5人</u> 以下 40分 <u>所属議員数6人以上10人</u> 以下 45分 — 所属議員数11人以上 50分 4 - 略 -	(代表質問の質問方式等) 第39条 - 略 - 2 - 略 - 3 代表質問における発言時間(答弁の時間を除く。)は、次の各号に掲げる会派の所属議員数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 所属議員数3人以上 <u>10人</u> 以下 40分 — 所属議員数11人以上 50分 4 - 略 -

附 則

この告示は、令和2年2月14日から施行する。